

令和6年度 寝屋川市職員（医師） 採用選考 募集案内

◆ 受付期間 ◆ 随時

寝屋川市では、次のとおり職員（医師）の採用選考を実施します。

1. 募集内容

| | |
|----------------------|--|
| 募集職種 及び 採用予定人数 | 医師 1名 |
| 主な職務内容 | 保健・医療業務（公衆衛生、健診、診療等） |
| 応募資格 | 医師免許を有し、①②のいずれかに該当する人 ※ただし、平成16年4月1日以降に医師免許を申請し、取得した人 にあつては、医師法第16条の2に規定する臨床研修を修了した人 ①昭和37年4月2日以降に生まれた人で、令和6年4月1日現在、 3年以上公衆衛生医師としての勤務経験を有する人 ②昭和54年4月2日以降に生まれた人 |

下記のいずれかに該当する人は、応募できません。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ② 寝屋川市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2. 採用時期

申込時期に応じて決定します。

3. 応募手続

| | |
|-------|---|
| 受付期間 | 随 時 (採用予定者が決定次第、締め切ります。詳細は、市ホームページでお知らせします。) |
| 郵 送 先 | 〒572-8555 寝屋川市本町1番1号 寝屋川市役所 総務部人事室 (封筒に「職員(医師)採用選考申込書在中」と赤で記入し、必ず「 <u>特定記録</u> 」郵便で送付してください。) |
| 提出書類 | ① 採用選考申込書(別添の「様式1」を使用し、最近半年以内に撮影した上半身正面の写真(45 [㍉] ×35 [㍉])を貼付すること。 ② 職務経歴書(別添の「様式2」に記載すること。 ③ 医師免許の写し ④ 返信用封筒(定形23.5cm×12cm以内) <u>2通</u> (郵便番号、住所、氏名を明記し、244円分の切手を貼付したもの)採用選考申込受領書の送付及び試験の可否通知に使用します。 |
| 注意事項 | 提出書類の記入事項に不備のある場合はお返しすることになります。 |

※ 提出された書類等は、一切返還いたしません。

4. 選考方法

個別面接

応募者に対して、個別面接試験を実施します。面接の日時・場所等の詳細については、別途通知します。

5. 勤務条件

| | | | | | |
|------|---|----------|------------|------------|------------|
| 給 与 | <p>給与月額は、寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例等に基づき、経歴・経験年数等を考慮し、支給額を決定します。</p> <p>(参考)</p> | | | | |
| | 補 職 | 医師 | 医長 | 医療監 | 所長 |
| | 給与月額 | 約 57 万円 | 約 71 万円 | 約 83 万円 | 約 94 万円 |
| | 年 額 | 約 832 万円 | 約 1,057 万円 | 約 1,262 万円 | 約 1,455 万円 |
| | <p>※ 医師の給与は、大学卒業後、臨床研修を終了した人を想定して試算したものです。(年齢の目安としては 27 歳程度です。)</p> <p>※ 医長の給与は、大学卒業後、臨床研修を経て、5 年の医師経験を想定して試算したものです。(年齢の目安としては 32 歳程度です。)</p> <p>※ 医療監の給与は、大学卒業後、臨床研修を経て、13 年の医師経験を想定して試算したものです。(年齢の目安としては 40 歳程度です。)</p> <p>※ 所長の給与は、大学卒業後、臨床研修を経て、23 年の医師経験を想定して試算したものです。(年齢の目安としては 50 歳程度です。)</p> <p>※ 給与月額は、給料、地域手当、管理職手当、初任給調整手当の合計になります。</p> <p>※ 年額には、期末・勤勉手当が含まれています。</p> <p>※ その他、支給要件に該当する場合は、通勤手当、住居手当等の諸手当が支給されます。</p> <p>※ 制度改正により、金額等が変更されることがあります。</p> | | | | |
| 勤務時間 | <p>原則として、月曜日から金曜日までの午前 9 時から午後 5 時 30 分まで (休日勤務も一部ある場合があります。) となりますが、フレックスタイム制により、1 か月の総勤務時間の範囲内で、勤務日の午前 8 時から午後 8 時までの間で日々の始業・終業時刻、勤務時間を設定できます。休憩時間は 1 日の勤務時間が 6 時間を越える場合は 45 分を、8 時間を越える場合は 1 時間を、勤務時間の途中で取得することとなります。</p> | | | | |
| 服 務 | <p>地方公務員として、営利企業等の従事制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。</p> <p>※ 現在、民間企業等に勤務されている場合は、退職していただくこととなります。</p> | | | | |

6. 問い合わせ先

〒 5 7 2 - 8 5 5 5 大阪府寝屋川市本町 1 番 1 号
 電話番号 0 7 2 - 8 2 4 - 1 1 8 1 (代表)
 寝屋川市総務部人事室